

古賀常次郎基金（通称；どがんね基金）助成要項

社会福祉法人佐賀県共同募金会

1 趣旨

平成30年、株式会社古賀商事会長古賀常次郎氏から、本会に対し多額の寄付が行われ、本会では古賀氏の「児童・青少年分野」への事業に活用されたいとの希望を尊重し、この浄財を基金として助成していくこととし、その助成については「古賀常次郎基金設置管理要綱及びこの要項に定めるところとする。

2 助成対象主体及び事業

(1) 施設整備事業

- ① 県内の社会福祉法人及びNPO法人が運営する児童福祉施設の建物・設備・備品とし、児童福祉施設の範囲は、乳児院・保育所（認定こども園を含む）・児童養護施設・医療福祉型障害児施設とし、これらの施設に併設するデイサービス、相談事業施設を含む
- ② その他、本会会長が認める児童福祉施設が行う事業。

(2) 福祉事業

- ① 県内の児童・青少年の育成を支援する団体が行う福祉事業とし備品整備を除く。
- ② 団体が行う福祉事業の範囲は、直接的に児童・青少年の支援を行う事業とする。

3 助成対象事業の実施期間

助成対象事業の実施期間は、決定通知の属する年度末までに終了する事業とする。

4 助成率及び助成限度額

- (1) 児童福祉施設については、事業費総額（税抜き）の4分の3以内とし、助成限度額は2,000千円とする。
- (2) 福祉団体については、助成対象事業費総額（税抜き）の4分の3以内とし、助成限度額は500千円とする。

5 助成の対象としない事業及び経費

(1) 助成の対象としない事業

- ① 対象事業に公費又は他の民間助成機関の助成金等が含まれる事業
- ② 営利事業、収益事業及び第三者に委託する事業
- ③ 助成決定通知日以前に着手した事業。ただし設計業務は除く。
- ④ 特定の政治、宗教、個人にかかる事業

(2) 助成の対象としない経費

- ① 土地の取得、造成及び外構、造園（植栽を含む）にかかる経費
- ② 消費税を含む租税公課費、車両等の登録費用及び付属部品、また設備備品の搬送料（設置費用を除く。）
- ③ 事業にかかる人件費（旅費・謝金を除く）

6 助成金交付手続き

- (1) 助成金の交付等の手続きは、「共同募金配分要綱」等に準じて行う。
- (2) 本助成金の交付申請は、助成金交付申請書（様式1）に必要な添付書類（別表1）を添えて、期日までに本会に提出するものとする。

7 助成金交付申請の審査及び交付決定

- (1) 助成金交付申請の審査は、本会に設置する「共同募金配分委員会」、「公益資金導入推薦委員会」の審議状況を勘案しながら、両委員会いずれかの委員会で行う。
- (2) 交付決定は、前記委員会の審議結果を受け、本会会長が助成先並びに助成金額を決定する。

8 事業の変更等

助成事業決定後の事業変更等の手続きは、共同募金配分の手続きに準ずる。

9 助成金請求・完了報告及び監査

- (1) 福祉施設において事業が完了した場合は、必要書類（別表2）を添えて助成金交付請求書（様式2）を提出するものとする。
- (2) 福祉団体において事業が完了した場合は、必要書類（別表2）を添えて助成金交付請求書（様式2）を提出するものとする。
- (3) 本会は、助成金交付請求書が提出された事業について、必要に応じて監査を実施する。
- (4) 本会は、助成金交付請求書を受け、助成金を交付する。
- (5) 助成金の交付を受けた施設・団体は、助成金完了報告書記載の書類を添えて提出するものとする。

10 管理期間及び経理処理

- (1) この助成金により整備、取得した備品等の管理期間は、その備品等の耐用年数とする。
- (2) この助成金により実施した「事業」にかかる書類、会計帳簿の管理・保管期間は、5年間とする。
- (3) この助成金の経理処理は、共同募金配分金と同様に行う。
 - ① 助成を受けて取得した備品や設備は、「固定資産」として計上すると共に「国庫補助金等特別積立金」に計上する。
 - ② 建物や設備の補修や改善により「資本的支出」が「資産価値の増額」（耐用年数の延伸など）となるため、既定の固定資産に加算する。

なお、建物内部の補修・修繕は「資産価値の増額」とみなされない場合は「修繕費」で計上すると共に「国庫補助金等特別積立金」に一旦計上し、その年度末において「一括償却」することができる。

11 助成金の交付決定取り消し及び返還

助成を受けた施設・団体が次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の交付決定を取り消し、返還させる。

- (1) 助成金の交付申請について不正の事実があった場合
- (2) 助成金交付決定後において不正の事実があった場合
- (3) 助成事業が交付決定の属する年度内に遂行することができなくなった場合
- (4) その他、本会が助成金の交付条件に違反したと認めた場合

12 その他

この助成金の交付に必要な事項は、別に定める「共同募金配分要綱」に準じて行う。

附 則

- 1 この要項は、平成30年5月11日から実施する。
- 2 この要項の有効期間は、本基金の管理を終了するまでの期間とする。